

◆高岡市立博物館条例

平成 17 年 11 月 1 日
条 例 第 206 号

(設置)

第 1 条 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)に基づき、高岡市立博物館(以下「博物館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高岡市立博物館
位置 高岡市古城 1 番 5 号
(事業)

第 3 条 博物館は、歴史、民俗、産業などに関する資料を収集し、保管し、及び展示して、教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うものとする。

(博物館協議会)

第 4 条 法第 20 条第 1 項の規定に基づき、高岡市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、12 人以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。

(指定管理者による管理)

第 4 条の 2 博物館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条の 3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金の收受及び決定に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

(開館時間)

第 4 条の 4 博物館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、展示室へ入室できる時間は、午後 4 時 30 分とする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第 4 条の 5 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(観覧料)

第 5 条 博物館の展示資料を観覧しようとする者が、博物館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として納める観覧料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別展示等を行う場合の観覧料は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て別に定める。

3 前項の観覧料は、指定管理者に観覧の際、前納しなければならない。

(施設の利用)

第 6 条 博物館の施設のうち次に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 企画展示室(展覧会等開催のため第 1 企画展示室、第 2 企画展示室及び第 3 企画展示室を占用して利用する場合に限る。)

(2) 茶室

(利用の制限)

第 7 条 指定管理者は、前条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) その利用が博物館の目的に適しないと認められたとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、博物館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 8 条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 9 条 利用者は、博物館の施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第 7 条第 1 項の規定により、利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(入館の制限)

第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を制限し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 展示品又は施設、設備等を損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 博物館の管理上必要な指示に従わない者

(施設利用料)

第 11 条 利用者は、利用料金として別表に掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額の施設利用料を納めなければならない。

2 施設利用料は、利用許可の際、納入しなければならない。

(施設利用料の減免)

第 12 条 指定管理者は、教育委員会規則の定めるところにより、施設利用料を減額し、又は免除することができる。

(施設利用料の不還付)

第 13 条 既納の施設利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の収入)

第 14 条 利用料金は指定管理者の収入とする。

(損害賠償)

第 15 条 利用者は、建物その他付属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の高岡市立博物館条例(昭和 45 年高岡市条例第 23 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日条例第 272 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市立博物館条例第 6 条の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市立博物館条例第 6 条の規定によりなされた許可とみなす。

別表(第 11 条関係)

名 称	施 設 利 用 料	
企画展示室	1 日につき	9,450 円
茶 室	1 日につき	4,200 円

備考

- 1 冷房又は暖房使用料は、使用料の 2 割に相当する額とする。
- 2 利用に際し、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、使用料の 5 割に相当する金額（入場料又はこれに類するものが 1,000 円以下の場合にあっては、3 割に相当する金額）を加算する。
- 3 使用料の算定に当たって、10 円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

◆高岡市立博物館条例施行規則

平成 17 年 11 月 1 日
教育委員会規則第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高岡市立博物館条例（平成 17 年高岡市条例第 206 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の組織)

第 2 条 条例第 4 条に規定する高岡市立博物館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 3 条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

(議事)

第 4 条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利用許可の申請)

第 5 条 条例第 6 条の規定により、高岡市立博物館（以下「博物館」という。）の施設の利用許可を受けようとする者は、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用期日（利用しようとする日が引き続き 2 日以上であるときは、その初日）の 6 箇月前から 2 週間前までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第 6 条 指定管理者は、博物館の施設の利用を許可したときは、利用許可書を交付するものとする。

(利用許可の取りやめ及び変更)

第 7 条 利用の許可を受けた者は、利用の取りやめ又は変更について許可を受けようとするときは、利用取りやめ（変更）申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(施設利用料の減免)

第 8 条 条例第 12 条の規定により、施設利用料の減免を受けようとする者は、施設利用料減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 施設利用料の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めて高岡市教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

3 施設利用料の減免額の算定に当たって、10 円未満の端数を生じたときは、これを 10 円として計算する。

(施設利用料の還付)

第 9 条 条例第 13 条ただし書の規定により施設利用料を還付する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 3 号の規定により、指定管理者が利用許可を取り消したとき 全額を還付する。

(2) 災害その他不可抗力により利用することができなくなったとき 全額を還付する。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者が還付を必要と認めるとき 8 割相当額を還付する。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日までに、合併前の高岡市立博物館に関する規則（昭和 45 年高岡市教育委員会規則第 6 号）の規定

によりなされた手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成 17 年 12 月 22 日教委規則第 61 号）
(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日までに、改正前の高岡市立博物館条例施行規則の規定によりなされた手続きその他の行為は、改正後の高岡市立博物館条例施行規則の規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

別表（第 8 条関係）

企画展示室、講堂及び茶室の使用料（冷暖房使用料は除く。）を減免する場合

利用区分	減免率
市又は教育委員会の主催する場合	100%
市又は教育委員会の共催する場合	50%